

当院からのご案内

◆診療報酬に関する揭示事項

□ 下肢創傷処置管理料(治療計画に基づき療養上の指導を行った場合に、月1回に限り500点を算定する):

下肢の潰瘍に対し継続的な管理を必要とする患者様に対し、下肢創傷処置と併せて専門的な管理を行った場合に算定することができます。当院には皮膚科の診療に従事した経験を5年以上有し、下肢創傷処置に関する適切な研修を修了している常勤の医師が1名在籍しているため、該当する患者様には説明し同意の上で算定を行っています。

□ オンライン資格確認による医療情報の取得

当院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さまの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、よりよい医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

□ 一般名処方加算

【当院でのお薬の処方について】

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名(成分名)を記載する取り組みを行っております。一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。お薬についてご不明・ご心配ごとがございましたら、お気軽に医師にご相談ください。なお、令和6年10月より、長期収載品(一部の先発品)について、医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等をした場合は選定療養として自費分が発生する場合があります。

□ 医療DX推進体制整備課加算

当医院では、オンライン資格確認などを活用し、医師等が診療を実施する診察室等において、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

また、マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。今後、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施する予定です。

□ 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

□ 長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、2024年10月1日から長期収載品(一部の先発品)を患者様の希望で使用する際に選定療養費として自己負担が発生します。追加の自己負担額は、長期収載品と後発医薬品の薬価差の4分の1です(別途消費税が課税されます)。

たいよう皮フ科クリニック 管理者(院長):日高 太陽